

算をお知らせします

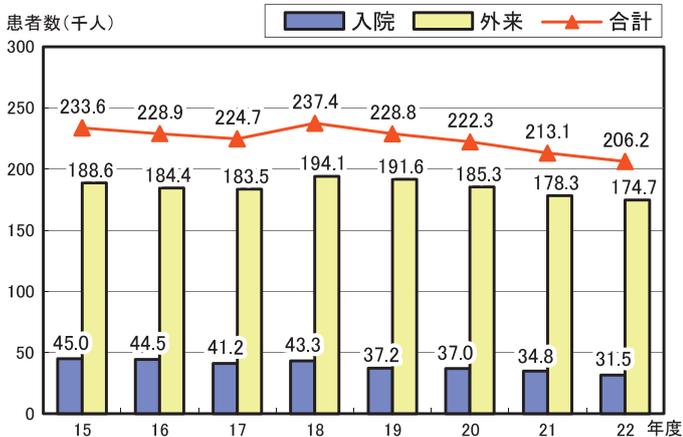
中標津町の平成22年度決算がまとまりました。

町には一般会計のほか、病院と水道の企業会計に加え、国民健康保険事業などの8つの特別会計があります。

今月号と8月号の2回に分けて各会計の決算状況をお知らせします。

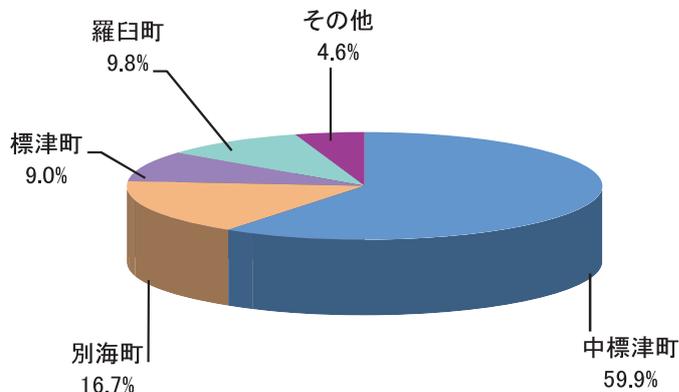
平成22年度の病院事業は、長い間、出張医師による診療となっていた耳鼻咽喉科で新たに常勤医師1名を採用するとともに、内科で常勤医師1名と常勤嘱託医師1名の計3名を採用し、全体の医師数は22名（うち嘱託2名）となり、診療体制の充実を図ることができました。しかしその一方で入院、外来患者数ともに減少したことから、厳しい経営状況となりました。

【表1】 年度別患者数の推移



◆本年度の延患者数は入院31,563人、外来174,685人となり、前年比で入院3,234人（9.3%）の減、外来3,599人（2.0%）の減となりました。居住地別の患者割合では、中標津町が59.9%、管内3町の合計が35.5%となっており、地域センター病院として根室管内の医療を支えています。

【表2】 居住地別患者割合（22年度、入院外来合計）



【表3】 収益的収支の状況（1年間の経営活動に伴い発生する収支）

科目	決算額	対前年伸率
入院収益	12億4,833万円	△ 4.7%
外来収益	13億8,482万円	2.8%
その他医業収益	1億5,110万円	3.4%
一般会計繰入金	10億7,213万円	13.7%
その他の収益	2,153万円	△ 27.8%
収益合計	38億7,791万円	2.7%
給与費	22億5,766万円	2.3%
材料費	6億8,097万円	△ 2.1%
経費	7億 618万円	0.9%
減価償却費	2億7,318万円	△ 0.9%
支払利息	1億1,510万円	△ 4.9%
その他費用	1億3,406万円	△ 3.3%
費用合計	41億6,715万円	0.7%
収益的収支差	△ 2億8,924万円	

◆収益のうち入院・外来を合わせた診療収入合計は、診療単価が上がったものの患者数は減少したことから、前年比で2,367万円（0.9%）の減、収益合計では、38億7,791万円（前年比1億261万円、2.7%の増）となりました。

◆費用のうち給与費は、期末・勤勉手当が削減されたものの、医師数が増加したことなどから、前年比で5,182万円（2.3%）の増、費用合計では、41億6,715万円（前年比3,040万円、0.7%の増）となりました。

【表5】 一般会計からの繰入金の内訳

区分	決算額
救急医療確保経費に係る分	2億1,290万円
保健衛生行政経費に係る分	1,072万円
企業債利息償還に係る分	7,628万円
リハビリテーション医療経費に係る分	3,284万円
小児医療経費に係る分	5,375万円
研究研修経費に係る分	874万円
医師確保対策経費に係る分	4億3,755万円
共済組合、基礎年金負担に係る分	8,546万円
子ども手当に係る分	362万円
院内保育所経費に係る分	868万円
医療の確保に係る分	1億4,159万円
建設改良、企業債元金償還に係る分	1億8,779万円
繰入金合計	12億5,992万円

【表4】 資本的収支の状況（資産取得に伴い発生する収支）

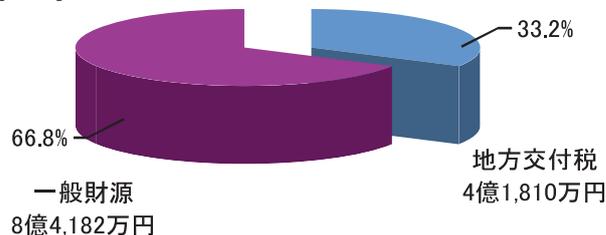
科目	決算額	対前年伸率
企業債	5,230万円	7.2%
一般会計繰入金	1億8,779万円	△ 5.7%
収入合計	2億4,009万円	△ 3.1%
医療機械器具等購入費	5,236万円	△ 27.5%
企業債償還金	3億 298万円	3.2%
支出合計	3億5,534万円	△ 2.9%
資本的収支差	△ 1億1,525万円	

平成22年度に購入した主な医療機械器具等

X線骨密度測定装置(1,121万円)	眼科手術用カメラシステム(352万円)
自動採血管準備装置(767万円)	オートレフケラトノメータ(317万円)
耳鼻咽喉ビデオコープシステム(675万円)	オートレフボグラフィアー(292万円)
分娩監視装置(501万円)	泌尿器科レゼクトシステム(256万円)
透視用監視装置(477万円)	

◆病院事業に対する一般会計からの繰入金とその財源～病院の運営経費のうち、法令等に基づいて一般会計が負担すべきとされている経費については、公営企業への繰入金として国が毎年定める地方財政計画に計上され、下記のとおり地方交付税という形で町に交付されています。

【表6】 繰入金の財源内訳



平成22年度 各会計の決

平成22年度の水道事業は配水量が減少していますが、給水量（※1）・給水戸数にわずかながら伸びがみられ、また、老朽管の更新工事を計画的に行っていることなどから、有収率（※1）も向上してきており事業収支では黒字となりました。

22年度の事業としては、有収率の更なる向上を目指し市街地（道道中標津標茶線・南9丁目通）の老朽化した配水管の改修工事を行いました。また、浄水場施設についても電気計装設備更新工事を行っており、今後も町民の皆さんへ安心な水を安定的に供給していくため、毎年計画的に修繕・工事を行っています。

水道事業は「地方公営企業」（※2）という企業形態で経営され、事業に必要な経費は水道料金でまかなわれています。また、事業運営の健全維持のため、必要な工事量などを見極め、事業収支のバランスや良質な財源の確保など、効率的な事業運営と給水サービスの向上が求められています。

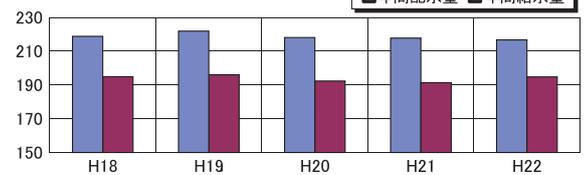
（※1）有収率～浄水場から配水された水量（配水量）を100として、水道料金掛金売上げとなる水量（給水量）の割合。（高いほど優良な経営に結びつく）

（※2）地方公営企業～町の一般会計とは区別し、独立採算性に基づく事業。

有収率の推移

	H18	H19	H20	H21	H22
年間配水量	2,188,333	2,218,815	2,181,085	2,177,401	2,167,010
年間給水量	1,948,716	1,960,813	1,923,282	1,913,768	1,947,947
有収率	89.05%	88.37%	88.18%	87.89%	89.89%

配水量・給水量の推移



平成22年度決算額

経営成績である損益計算書の収益は、4億5,288万円（前年比△170万円）になりました。そのうち水道料金収入については797万円の増収となっています。費用については施設維持管理費など営業費用3億3,799万円、償還金利息など営業外費用2,676万円で、前年比1,010万円減の3億6,475万円となり、平成22年度の純利益は、8,813万円となりました。

資本的収支（表2）では、支出で本年度、老朽配水管整備などに係る建設改良費で2億2,107万円、企業債償還も含め計2億8,644万円となり、収支で9,795万円の不足が生じ、損益勘定留保資金（※3）等で補てんしました。

（※3）損益勘定留保資金とは経常費用のなかで現金の支払いの伴わない経費（減価償却費等）

表1 収益的収支（※4）及び業務量の推移

年度	事業収益		事業費用	年度末給水戸数	年度末給水人口
	うち水道料金収入				
18	4億4,164万円	4億2,306万円	3億5,056万円	9,400戸	20,382人
19	4億4,100万円	4億2,416万円	3億4,298万円	9,348戸	20,438人
20	4億3,122万円	4億1,585万円	3億5,638万円	9,428戸	20,433人
21	4億5,458万円	4億1,185万円	3億7,485万円	9,489戸	20,481人
22	4億5,288万円	4億1,982万円	3億6,475万円	9,569戸	20,625人

（※4）収益的収支とは水道事業会計のうち施設の運転・管理等水道事業を運営するための経費とその財源です。

表2 資本的収支（※5）及び企業債（※6）の年度末残高の推移

年度	収入額		支出		企業債年度末残高
	企業債借入金		建設改良費等	企業債償還額	
18	4,512万円	3,630万円	7,548万円	1億6,752万円	13億2,909万円
19	5,672万円	5,430万円	8,152万円	1億5,543万円	12億2,796万円
20	6,626万円	6,400万円	9,575万円	1億3,136万円	11億6,060万円
21	1億3,605万円	1億2,880万円	1億6,327万円	1億1,630万円	11億7,310万円
22	1億8,849万円	1億8,550万円	2億2,107万円	6,537万円	12億9,323万円

（※5）資本的収支とは水道事業会計のうち、水道施設を建設・整備するための経費とその財源です。

（※6）企業債とは、水道施設等の整備を行うための費用は莫大であり、水道料金だけでは足りませんので、国や地方公共団体金融機構等からの借入で補っています。また、収益的（事業）収支で得た利益は、これらの借入の返済（償還）に充てられます。



収益的収支の状況（表1、22年度の内訳）

	主な予算科目	決算額	対前年伸率
水道事業収益	給水収益	4億1,982万円	1.9%
	受託工事収益	544万円	△ 7.3%
	その他営業収益	940万円	11.0%
	その他収益	1,822万円	△ 35.8%
	収益合計	4億5,288万円	△ 0.4%
水道事業費用	人件費	5,896万円	△ 6.8%
	物件費	1億2,746万円	2.7%
	受託工事費	280万円	△ 18.6%
	減価償却費	1億4,201万円	△ 4.5%
	資産減耗費	676万円	24.5%
	支払利息	2,608万円	△ 9.5%
	その他費用	68万円	△ 35.2%
費用合計	3億6,475万円	△ 2.7%	

第3回 森の家まつりが開催されます

森の家の利用者と地域の人々がお互いにふれあい、交流を深め、障がい者の自立と、中標津町における障がい者福祉の充実を目指すことを目的とした「第3回森の家まつり」が開催されます。特に今回は、売上金の一部を東日本大震災の被災地へ寄付するとともに、会場内で支援募金活動を行う予定です。

日時 7月9日（土） 11時～14時

場所 中標津町東13条南7丁目 NPO法人森の家 駐車場

内容 手作り製品展示即売会、飲食物コーナー、子ども広場など

問い合わせ先 NPO法人 森の家 ■72-5242

白樺斎場の火葬炉修理について

白樺斎場火葬炉の修繕工事を下記の期間で行うため、2炉ある火葬炉のうち1炉が使用できなくなります。

火葬場使用が同じ時間に重なった場合、別海斎場（別海町中西別）をご利用いただくこととなりますので、ご理解、ご協力願います。

工事期間：7月7日（木）～7月14日（木）

問い合わせ先 生活課環境衛生係

平成22年度決算額

歳 入		歳 出	
使用料	523万円	管理費	1,369万円
繰入金	1,123万円	公債費	1,046万円
繰越金	768万円		
その他	1万円		
合計	2,415万円	合計	2,415万円



私たちの食生活において、野菜、果実、鮮魚などは日々欠くことのできないものです。

昭和50年に開設した中標津町公設地方卸売市場は、根室管内で唯一の公設市場として、安全で良質な生鮮食料品を適正な価格で効率的に供給するという役割を担ってきました。

平成22年度の決算では、歳入が2,415万円で、主な財源は、市場使用料の523万円と一般会計からの繰入金1,123万円と前年度からの繰越金768万円です。

歳出は、支出済額2,415万円で、歳出内訳は市場管理費が1,369万円で全体の56.7%を占めており、その内、内部改修工事が346万円、外部塗装工事が388万円、冷蔵庫扉補修工事が183万円と老朽化に伴う修繕・工事費が増加しました。また、市場を建設したときの借入金の償還金（公債費）は、全体の43.3%を占めています。

なお、平成23年4月から、近年の生産者の大型化や市場外流通の拡大等による流通環境の変化に伴い、民間の持つ機動性等を取り入れるため、公設市場から民間運営の民設市場に移行しました。

平成22年度決算額

歳 入		歳 出	
放牧料	4,927万円	管理費	95万円
入牧手数料	69万円	事業費	5,024万円
財産貸付収入	324万円	公債費	1,545万円
繰入金	1,297万円		
その他	47万円		
合計	6,664万円	合計	6,664万円

町営牧場は、町の基幹産業である酪農畜産経営の生産コストの低減と労働力の軽減などを目的として昭和38年に設置されました。昭和43年には農業構造改善事業で開陽台牧場、昭和56年には国営事業で依橋牧場を開設し、人工授精牛を主に夏期預託放牧事業を行っています。

受入頭数は、多頭飼育による酪農経営の大型化により近年1,100頭ほどが入牧しています。

平成10年度から16年度には道営事業で開陽台牧場の草地更新等再整備を実施し、平成17年度には受精卵移植を導入するなど、預託農家への要望に応えるべく努力しています。

また、今年度も口蹄疫など海外悪性伝染病の侵入防止対策、家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、家畜保健衛生所の指導の下、予防検査を実施し、適切な牧野衛生に努め、事故のない牧場運営に努めます。

【主な歳出の内訳】

- ◆管理費……… 牧場運営委員会などに係る諸経費
- ◆事業費……… 草地の管理経費
- ◆公債費……… 借入金の元金及び利子の償還金

中標津町医療講演会のお知らせ

中標津町“きこえ”と“めまい”フォーラム

開催日時 7月9日（土） 13:00～16:00（開場12:30）
会 場 総合文化会館（しるべつ）『コミュニティホール』



日々の生活の中で気になる“きこえ”と“めまい”について、聴覚・耳科手術を専門分野として活躍している北海道大学講師の武市紀人先生と難治性のめまい患者さんへのリハビリテーション(平衡訓練)治療の第一人者である横浜市立みなと赤十字病院耳鼻咽喉科部長の新井基洋先生のお二人を講師にお迎えし『中標津町“きこえ”と“めまい”フォーラム』を開催します。また、講演終了後「めまいのリハビリ指導」を新井先生と町立中標津病院耳鼻咽喉科の三嶽大貴先生に協力願い、同会場にて希望者を募り、体験していただく予定になっていますので、皆さんの参加をお待ちしています。

●プログラム

第一部 公開講座（13:00～15:30）

「耳鼻科医からの耳よりな話 ～いつまでもよく聞かために～」
演 者：北海道大学耳鼻咽喉科講師 武市 紀人 先生
座 長：市立釧路総合病院耳鼻咽喉科部長 古沢 純 先生

「めまいは寝てでは治らない ～めまいを治す22のリハビリ～」
演 者：横浜市立みなと赤十字病院耳鼻咽喉科部長 新井 基洋 先生
座 長：町立中標津病院耳鼻咽喉科医長 三嶽 大貴 先生

第二部 体験セッション（15:30～16:00）

「めまいのリハビリの実際」
協力医：新井 基洋 先生・三嶽 大貴 先生

問い合わせは 町立中標津病院 医事課 医事係 ■72-8200 まで。



皆さんは「食育」という言葉をご存知ですか？

近年、テレビや新聞等で取り上げられる機会も増え、一度は耳にした事があるのではないのでしょうか。なせ今、食育が推進されているのでしょうか。

その要因は一つではなく、食生活の乱れ、食への知識不足、肥満や過度のやせ志向、食に対する意識の希薄化など様々です。これらを改善し、現在、そして将来の健康で豊かな食生活の実践のために家庭や教育機関、地域団体や行政が連携協力し、食育を推進することが望まれます。中でも家庭での取り組みは健全な食生活確立のための大きな鍵となるため、今すぐ実践できる食育の取り組みをいくつかご紹介します。

1日1回は家族や仲間と食卓を囲む

食事は空腹を満たすだけでなく、大事なコミュニケーションの場です。心の豊かさや情緒の安定、食事のマナーの習得等に重要です。

「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をする

食事の挨拶は食と食に関係する人々に対する感謝の気持ちの表れです。当たり前にも思えることではありませんが、立派な食育です。

「早寝、早起き、朝ごはん」の実践

食生活が安定すると生活習慣も安定します。規則正しい食生活は、子どもにとっては体力や学力の向上が期待されます。特に朝ごはんは一日の活力の源になるため、朝からしつ

かりと食事を摂りたいものです。

「中標津町でとれる食材」の積極活用

地元の食材を地元で消費する地産地消は、生産者と消費者との距離が近く安全で安心な食材を選択することが可能です。また、その積み重ねが地域の活性化にも繋がります。

「年に一度の健診」で健康状態を把握する

医食同源という言葉があるように、食生活の乱れは生活習慣病の要因になり得ます。生活習慣病の発病や重症化予防、自身の食生活を見直す機会としても各種健診の積極的な受診をおすすめします。

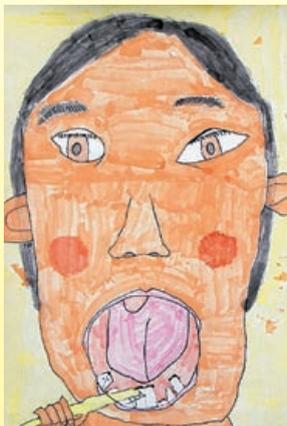
他にも実践できる取り組みは数多くあるでしょう。それは決して難しいことではなく、既に日常生活の中で実践されていることも多いと思います。例えば食事前には手を洗う等ほんのささいな事も立派な食育になります。健全な食生活確立のために、一人ひとりが自身の食と向き合い、出来ることから食育に取り組んでみてはいかがでしょうか。



「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」

応募総数
1,453点

歯学会賞
計根別小学校2年
かげやま あいか
影山 愛さん



町長賞
依橋小学校5年
なかばやし はるき
中林 陽生くん



教育長賞
丸山小学校1年
さとう まみ
佐藤 真美さん



歯の衛生週間に合わせ、町内の全小学校から募集した平成23年度の「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」の入賞作品を紹介します。



約60点の入選作品は、6月4日から6月10日まで、しるべっと町民ホールに展示されました。



町営開陽台牧場に町内の酪農家からトラックで運ばれて来た乳牛約千二百頭が放牧されました。
新鮮な牧草をいっぱい食べて体重を増やし、秋にはそれぞれの酪農家のもとに戻るようになります。

6月
30・31日

放牧始まる

6月
25日

まちづくり出前講座

中標津しらかば学園において、まちづくり出前講座が開かれ、担当職員による講座が行われました。この日開催されたメニューは「みんなのできる地震対策」でした。
受講した皆さんは日ごろの備えの大切さを実感していました。
(出前講座のメニューにつきましては広報6月号に掲載しています。)



ANAの森づくり植樹祭と中標津町植樹祭が空港近くの町有林で行われました。
地元町民16名と道内外から中標津空港等を利用した42名の計206名が参加しました。
用意された苗木約千二百本を丁寧に植えています。
(表紙写真も同日撮影)



6月
4日

植樹祭

6月5日に第48回標津岳山開きが行われ、約130名の人たちが山頂を目指しました。
当日は晴天となり、参加された皆さんは思い思いのペースで今年の初登りを楽しみ、絶好の景色を満喫していました。
また6月12日に行われた第56回武佐岳山開きも好天に恵まれ、約300名の人たちが山頂を目指しました。

6月
5・12日

山開き



武佐岳



標津岳



なかしべつのできごと

Nakashibetsu Town

町内の各小学校では運動会シーズンとなり、学校には父母・祖父母など大勢の人たちが応援にきていて、子どもたちは元気いっぱい競技等に出場していました。



運動会

養老牛小学校



中標津小学校



計根別小学校



中標津東小学校



この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われ、中標津町ではこれまで、明生地区コミュニティセンター、西町児童公園、明生児童公園、まこと団地児童公園、睦児童公園、タワラマップ川親水広場などの整備に活用されています。

- 賞金**
- 1等 2千万円 400本
 - (1等前後賞各10万円)
 - 2等 1億円 26本
 - 3等 500万円 260本 他
- 「2千万サマー」**
- 賞金**
- 1等 2億円 26本
 - (1等前後賞各5千万円)
- 抽選日** 8月9日(火)

7月11日(月) から7月29日(金)までサマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)が発売されます。今年の夏は500万円、50万円、5万円が新設され中間賞金が豊富となり、「2千万サマー」が同時発売されます。

サマージャンボ宝くじ
発売のお知らせ

自衛官募集のお知らせ

平成24年3・4月採用の自衛官と各種学生を次のとおり8月1日より募集します。

種目	受験資格	試験日	場所
自衛官候補生(男子)	18歳以上27歳未満の方	10月1日(土)~3日(月)	釧路
自衛官候補生(女子)		9月25日(日)	釧路
一般曹候補生		9月17日(土)	中標津
航空学生	高卒(見込含)21歳未満の方	9月23日(金)	釧路

※受験資格年齢については、平成24年3・4月入隊時のものです。

募集期間：8月1日(月)~9月9日(金) [自衛官候補生(男子)は年間を通じて募集しています]
詳しくは、自衛隊帯広地方協力本部 中標津地域事務所 ■72-0120まで。

国保だより



●健康保険の手続きは、お早めに

次のようなときは **14日以内** に届け出てください。

国保に

はつるんき

こんなとき

- 中標津町に転入した
- 子どもが生まれた
- 職場の健康保険をやめた
- 生活保護を受けなくなった

必要なもの

- 転出証明書
- 印鑑、世帯主の振込口座がわかるもの
- 連絡票（健康保険資格喪失証明書）

やめると

- 中標津町外へ転出する（した）
- 死亡した
- 職場の健康保険に加入した
- 生活保護を受けた

- 該当する全ての保険証
- 印鑑・保険証・相続人代表者の振込口座がわかるもの
- 該当する全ての保険証・職場の保険証または連絡票（健康保険資格取得証明書）

その他

- 町内で住所が変わった
- 世帯主が変わった
- 世帯を分けた・一緒にした
- 修学のため住所を変更する
- 保険証をなくした・保険証が汚れたり、破れたりして使えない

- 該当する全ての保険証
- 該当する全ての保険証
- 該当する全ての保険証
- 該当する人の保険証・事実を証明できる書類（在学証明書）
- 身分を証明するもの（運転免許証・最近の国保税の領収書・口座振替の預貯金通帳など）・汚損した場合はその保険証

●納税義務者は世帯主

国保税の納税通知書は各世帯主に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、その世帯で国保に加入している人がいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

●納付が困難な方は、早めにご相談ください。

※理由なく納付いただけない場合、預貯金や給与等の差押などの滞納処分を受けることがあります。

天災、病気やケガ、失業や収入減少による生活困窮、その他特別な事情があって納期限までに納付できない場合は、申請により国保税の全部または一部が減額・免除される場合があります。誰でもやむを得ない事情は生じます。減免に該当しない場合でも、徴収の猶予などの制度がありますので、できるだけお早めにご相談ください。

休日・夜間相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

- 国保税を滞納したままにすると、有効期限が短縮された短期被保険者証が交付されます。
- それでも滞納したまま納税相談にも応じていないと、保険証のかわりに資格証明書が交付されます。（お医者さんにかかった時は、医療費を全額自己負担することになります。）
- 国保税を1年6ヶ月以上滞納すると、国民健康保険からの給付が全部または一部差し止めになります。
- それでも納めないでいると、差し止められた保険給付金から滞納分を納めていただくこととなります。

●国保税の算定内容に一部改正があります。

・平成23年4月1日から適用（地方税法の改正による）

国の基準改正に伴い年間課税限度額が改正となりました。医療給付費課税額が現在の50万円から51万円に、後期高齢者支援金課税額が現在の13万円から14万円に、介護納付金課税額（40歳以上65歳未満の方のみ該当）が現在の10万円から12万円になります。（全体の課税限度額が77万円となります。）

●コンビニエンスストアでも納付が可能になりました。

平成23年4月から、コンビニエンスストア（コンビニ）で納めることができる「コンビニ収納」が始まりました。これにより「忙しくて平日の昼間納める時間が取れない」という方は、町内はもとより、日本全国どこからでも納付することができます。

また、全国の郵便局窓口、ゆうちょ銀行の払込機能付ATMでも納付できるようになりました。

なお、金融機関、役場出納室、計根別支所でもこれまでどおり納付できます。

●倒産・解雇等で失業した方の軽減措置があります。

被保険者の方が、本人の意思と関係なく、勤務先の倒産や解雇等、非自発的な理由により離職した方である場合、失業から一定の期間（最長で2年度分）、前年中の給与所得を100分の30として国保税の算定を行います。

また、高額療養費及び高額医療・高額介護合算制度の所得区分判定についても、国保税と同様の軽減措置を行います。該当される方は申請が必要になります。

◇対象となる方◇

以下の条件（すべて）に該当される方が対象になります。

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| (1) 平成21年3月31日以降に離職された方 | (2) 雇用保険の「特定受給資格者」「特定理由離職者」の方 |
| (3) 失業時点で65歳未満の方 | (4) 雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが下記の方 |
- ・特定受給資格者離職理由コード……………11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由離職者離職理由コード……………23、33、34



注意!

国保の資格と国保税は、届出日からではなく、職場などの健康保険の資格を喪失した時点までさかのぼります。届出が遅れると、その分の国保税をまとめて納付していただくことになります。

問い合わせ先：国保税の算定に関すること、各種届出に関すること……保険年金課国保係
納税相談に関すること……………納税課納税係

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

◆新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、担当係まで申し出ください。
- 今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。



◆減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することをご確認の上、担当係へ申請してください。

※有効期限（平成24年7月31日）が保険証と異なりますのでご注意ください。

対象になる方

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

- 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
- 高齢福祉年金を受給されている方

保険証(黄色)と減額認定証(オレンジ)の色は変わりません

問い合わせ先：北海道後期高齢者医療広域連合 ■011-290-5601
保険年金課後期高齢者医療係 ■73-3111

中標津町災害ボランティア活動 支援補助金の創設について

町ではこのほど、災害救助法が適用された市町村の被災地で自主的な支援活動を行う企業、5人以上の団体等を支援するために、中標津町災害ボランティア活動支援補助金を創設しました。補助要件等が決められていますので、希望する企業、団体等は福祉課社会福祉係までお問い合わせください。

ごみ処理手数料の一部変更について

7月1日より改定となりましたごみ処理手数料のうち最終処分場への直接持ち込みの事業所分について、昨今の地域経済状況等の対策として、改定料金10kgあたり160円を当分の間、10kgあたり110円とします。詳しくは、生活課環境衛生係まで。

ごみ収集のお知らせ

祝日におけるごみ収集の日程等は、次のとおりとなりますのでお知らせします。

7月18日(月)

- ・ごみ収集は休み・一般廃棄物最終処分場は午前中のみ受入可
- 詳しくは、生活課環境衛生係まで。

中標津町議会報告会開催のお知らせ

中標津町議会は町民の負託に応え、議会が主体となり町民と連携することが重要であり、説明責任を果たすため、地域に向き議会活動の状況などを報告するとともに、議会や町政に対する皆さんの意見や提言などを聞く場として、議会報告会を開催します。

報告会は議会で決定した事項を基本とします。

・中標津会場

日時 8月7日(日)
時間 13時30分～15時30分
場所 中標津町総合文化会館
(コミュニティホール)

・計根別会場

日時 8月6日(土)
時間 13時30分～15時30分
場所 中標津町交流センター
(研修室)

※各会場に議員が半数ずつ出席します。問い合わせは、議会事務局まで。

町民への間伐材の配布について

森林公園内で間伐された薪材用の間

伐材を希望者に配布しますので、希望者は来庁のうえ申し込み願います。

受付期間 7月5日(火)～15日(金)
受付時間 9時～17時
申し込み先 管理課維持係
搬出時期 7月25日(月)～31日(日)
搬出方法 ご自分で車等(軽トラック・2トン車)を用意し運んでください。

※数量限定のため、希望者多数の場合は抽選等を予定しています。なお、配布対象は中標津町民に限ります。問い合わせは、管理課維持係まで。

水道メーター取替工事についてのお願い

町では、現在町貸付水道メーターを計量法に基づき、8年毎に取り替えるを実施しています。

今年対象となる方にはご迷惑をお掛けしますが、受注業者が伺いますので、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、**工事費等の負担は一切ありません。**

詳しくは、上下水道課水道係まで。

年金事務相談所開設及び 予約申込みのお知らせ

開設日時 8月9日(火) 12時～17時
8月10日(水) 9時～15時

開設場所 役場会議室

予約受付期間

7月15日(金)～7月29日(金)

問い合わせは、釧路年金事務所
■0154-61-6000まで。

休日法律相談所の実施について

日時 7月9日(土) 10時～16時
場所 総合文化会館
第2研修室A及びB室

相談内容 遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など

相談料 無料です。
相談対応者 司法書士 笠井 昭義
公証人 田村 一善

相談を希望される方は、相談日の前日(7月8日(金))まで、電話予約をお願いします。

申し込み・問い合わせは
釧路公証人役場■0154-25-1365まで。

「女性のためのなんでも相談所」 を開設します

- ・女性の人権に関する相談(離婚、セクハラ、DV等)をお受けします。
- ・根室管内の女性の人権擁護委員が相談に応じます。
- ・無料ですのでお気軽にご利用ください。
- ・秘密は守られます。

日時 7月24日(日) 13時～16時
場所 総合文化会館 第2研修室A
詳しくは、釧路地方法務局根室支局
■0153-23-4874まで。

地デジ臨時相談窓口の設置について

デジサポ道東では7月と8月に次の会場で臨時相談窓口を設置しています。

- ・7月(19日を除く)31日まで、総合文化会館町民ホール。
- ・7月19日及び8月1日～26日、役場1階ロビー。

※相談窓口開設時間10時から16時まで(7月は毎日、8月は平日のみ開設します。)

第7回根釧農業試験場公開デー

根釧農業試験場の仕事を広く地域の皆さんに紹介するとともに、地域の基幹産業である酪農に対する理解と親しみを深めていただくことを目的に「公開デー」を開催します。

皆さんのご来場をお待ちしています。

日時 8月4日(木) 9時30分～14時
内容 一般の方々を対象に小学生やお子さん連れの方にも参加いただける場内施設・搾乳見学、搾乳・哺乳・バター作り体験、乳製品等の展示・販売などが行われます。今回は「さけます・内水面水産試験場道東支場」の参画により、魚とのふれあいなどもあります。

※見学や体験については時間帯や人数制限があります。

問い合わせは、根釧農業試験場総務課■72-2004まで。

赤十字の活動資金にご協力ください

赤十字は、国内はもとより全世界の平和と福祉増進のため、人道を旗印として、様々な活動を続けています。

これらの諸活動を実施していくための資金は「社費」(年額500円以上)と皆さんから寄せられる「寄付金」で成り立っています。

皆さんのご協力をよろしく願います。

詳しくは、福祉課社会福祉係まで。



健康

保健センターからのお知らせ

乳がん検診のお知らせ(8月分)

実施日 8月22日(月)午後から
対象 40歳以上の女性
 (検診の間隔は2年に1回)
内容 問診、視診・触診、マンモグラフィ撮影(別日程)
料金 2,900円(70歳以上は1,400円)
定員 25名
実施場所 町立中標津病院
申込締切 7月20日(水)
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。

骨粗鬆症検診のお知らせ(8月分)

実施期間 8月2日~31日
 毎週火~金曜日(11時から)
対象 20歳以上の女性
内容 問診、骨密度測定(手首)、診察
料金 2,200円(70歳以上は1,100円) 国民健康保険加入者・生活保護の方は無料
定員 1日2名
場所 町立中標津病院 整形外科
申込締切 7月20日(水)
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。

おやこ料理教室のご案内

日程 7月29日(金)10時~12時
対象 4歳~6歳児とその保護者
内容 講話・調理実習
参加費 無料
持ち物 エプロン、三角巾、子ども用上履き
定員 15組(先着順)※1組2名
場所 中標津町保健センター
担当 管理栄養士
申込締切 7月22日(金)
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。

「食生活改善推進員養成講座」 受講生募集のお知らせ

食生活に関する正しい知識を学び、自分や家族、そして地域のみなさんの健康づくりのために役立てませんか?
日程 平成23年9月~平成24年3月まで
 ※各講座の日程については広

対象 中標津町で、継続的に講座(12回)の出席が可能な方。また、講座終了後は食生活推進員として中標津町食生活改善協議会に所属して活動に参加していただける方。
定員 20名(先着順)
内容 食生活改善や運動・地域保健などについての講義および実習
場所 中標津町保健センター
受講料 無料。ただし、食生活改善推進員教育テキスト(1,155円)は自己負担となります。
申込締切 8月5日(金)まで。
 申し込みは、中標津町保健センター
 ■72-2733まで。



税金

7月は国民健康保険税(第1期)、 固定資産税(第2期)の納期です 【納期限は8月1日】

国民健康保険税の納税通知書は7月中旬から随時普通郵便により発送します。もし、届いていない方がいましたら保険年金課国保係まで連絡ください。今月納期分の指定口座からの振替日は8月1日です。口座振替を申し込まれている方は前日までに残高の確認をお願いします。

~納付書が変わりました~

今年度から町税・国民健康保険税はコンビニエンスストア(コンビニ)でも納めることができる納付書に変わりました。(※ただし1期分が30万円以上については今までどおり金融機関等での納付となります。)

納付書は期別ごとに一枚一枚となっていますので、納付書中段に書かれている期別・納期限をよく確認のうえ納付願います。(※間違った期別で納付すると督促状が送付される場合があります。)

○コンビニで納める場合の注意事項

コンビニでの納付は納期から1ヶ月を過ぎると利用できませんので、この場合は、郵便局、金融機関等で納めてください。

~納期が既に経過しています~

- 町道民税(第1期)
- 固定資産税(第1期)
- 軽自動車税

納期限を過ぎた税は「滞納」となりません。納期を過ぎると納期内に納めた方

との公平性のため、納期限の翌日から納める日までの期間に応じ、年14.6%(ただし、今年度は納期限後の1ヶ月は4.3%)の割合で延滞金(遅れたための利息)が掛かります。もう一度お手元の納付書をお確かめのうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

<休日・夜間相談窓口>

夜間相談日	
7月15日(金)	18時~20時
8月2日(火)	18時~20時
休日相談日	
7月31日(日)	9時~17時

平日の昼間に税金の納め方について相談の時間をとることができない方は、夜間・休日に納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。

なお、夜間・休日相談窓口では町税・国民健康保険税以外は納めることができませんのでご注意ください。



一般

町営住宅入居者募集

現在、中標津町では、東日本大震災等によって甚大な被害を受けた被災者の方々に対する支援の一環として、住宅に困窮されている方に対して公営住宅の提供を行っています。この取組みの実施にあたり、中標津市街地における町営住宅及び道営住宅の公募は控えさせていただきますので、ご理解願います。

募集団地

・計根別団地(平屋建)計根別

2LDK 1戸
 (給湯設備リース)
 平成17年建設
 家賃 18,700円~36,800円
 他駐車場使用料、共益費

・西町団地(3階建)西町3丁目 中堅所得者向け特定公共賃貸住宅

3LDK(1~3階) 3戸
 平成16年建設 ※単身可
 家賃 51,900円~102,400円
 他駐車場使用料、共益費

申込期限 7月6日(水)~22日(金)

受付場所 管理課住宅係

入居時期 8月下旬見込

※入居者資格には条件(所得制限・暴力団員の制限等)があります。

※町税等(保険料・使用料・負担金等含)に滞納がある方は入居できません。詳しくは、管理課住宅係まで。

国民年金保険料免除制度があります!

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより納付することができない場合は、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「**保険料免除制度**」があります。

☆免除が承認された場合の保険料納付額(月額)と年金額への反映割合☆

免 除 区 分			納付額(月額)	年金額への反映割合
全額免除	免 除 (全額)		なし	1/2
4分の1納付 (4分の3免除)	納付 (1/4)	免 除 (3/4)	3,760円	5/8
半額納付 (半額免除)	納 付 (1/2)	免 除 (1/2)	7,510円	6/8
4分の3納付 (4分の1免除)	納 付 (3/4)	免除 (1/4)	11,270円	7/8

注) 4分の1納付、半額納付、4分の3納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事故が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

☆免除となる所得基準☆

(前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること)

- 全額免除 → (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の1納付 (4分の3免除) → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 (半額免除) → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額
- 4分の3納付 (4分の1免除) → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

☆次年度以降の手続きは? ☆

保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください)された場合は、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

※失業若しくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請、若年者納付猶予若しくは一部免除(納付)申請の場合は、毎年の申請が必要となりますのでご注意ください。

【免除された期間の保険料の追納制度について】

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内(平成13年4月分は平成23年4月まで)であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問い合わせは、保険年金課年金係、釧路年金事務所 ■0154-24-6000まで。

なかしべつ夏祭りのお知らせ



なかしべつの夏のイベント「なかしべつ夏祭り」が8月13日(土)〜14日(日)の日程でしるべつと広場(総合文化会館横)を主会場に開催されます。(大平原花火大会は12日(金)開催予定)

皆さんのお越しをお待ちしています。

なお、各イベント等の詳細については、チラシ等でお知らせします。

また、夏祭り・冬まつりへの模擬店出店については、会場スペースの関係上、出店規則で前年度実績者を優先することと定めており、新規につきましては出店枠に空きが出た場合のみ受け付けすることになります。

今回の夏祭りにおきましては、出店枠に3枠空きが出ましたので、新規に出店を希望される方がいましたら7月21日までにご連絡ください。

定数を超える応募があった場合は、抽選により出店者を決定しますのでご了承ください。

なお、出店するには一定の要件があります。

詳しくはなかしべつ祭り実行委員会事務局(経済振興課観光振興係)までお問い合わせください。

平成23年
7
VOL.583

中標津
なかしべつ

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ(JPEG)で提供しますので総務課情報課推進・広報調査係までご連絡ください。



広報中標津は、環境保護のために100%植物油型インキ「ナチュラリス100」を使用しています。



5月31日現在住民登録人口

町の人口	24,167 (+21)
男	11,820 (+7)
女	12,347 (+14)
世帯数	10,714 (+11)
	()内は前月比

誕生 24人 死亡 19人 転入 72人 転出 56人